

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（単体）						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
資本						
1	普通株式等 Tier 1 資本の額					
2	Tier 1 資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
自己資本比率						
5	普通株式等 Tier 1 比率					
6	Tier 1 比率					
7	総自己資本比率					
資本バッファ						
8	資本保全バッファ比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファ比率					
10	G-SIB/D-SIB バッファ比率					
11	最低単体資本バッファ比率					
12	単体資本バッファ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）10の「G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。
- b 「資本バッファ」の項番8から項番12までの項は、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、記載することを要しない。
- c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。（bに該当する場合には、当該項は削除することができる。）
- d この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- e この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（連結）						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
資本						
1	普通株式等 Tier 1 資本の額					
2	Tier 1 資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
自己資本比率						
5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
6	連結 Tier 1 比率					
7	連結総自己資本比率					
資本バッファ						
8	資本保全バッファ比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファ比率					
10	G-SIB/D-SIB バッファ比率					
11	最低連結資本バッファ比率					
12	連結資本バッファ比率					
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	連結レバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号 10 の「G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。
- b この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- c この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- d この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第三号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（単体）						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期	前四半 期	前々四 半期	ハの前 四半期	ニの前四 半期
単体流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	単体流動性カバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- b この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第四号)

(単位：百万円、%)

KM1:主要な指標 (連結)						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期	前四半 期	前々四 半期	ハの前 四半期	ニの前四 半期
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- b この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。